



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 小田 博英

上場市場・コード 東証第一部 4923

お問い合わせ先 常務取締役経理部長 廣瀬 俊二

電 話 番 号 0774-44-4923

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 17 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、その他の関係会社である株式会社英和商事（以下「英和商事」といいます。本日現在の保有株式数は 2,529,069 株（保有割合（注）：13.60%）より、その保有する当社普通株式の一部である 550,000 株（保有割合：2.96%）を売却する意向がある旨の連絡を受けたことから、当該株式の取得を目的とする本公開買付けを実施いたします。

（注）「保有割合」とは、本日現在の当社の発行済株式総数 18,590,760 株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下「保有割合」の計算において同じとします。

当社は、株主の皆様に対する長期・安定的な利益配分を重要な経営課題の一つと考えております。将来の事業展開への備えと財務体質の強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、継続的・安定的な配当を実施することを目指すとともに、株主価値の向上を図ること等を目的とした自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を総合的に勘案したうえで実施することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、配当性向 20%以上を継続的・安定的に実施できるよう努め、当期純利益が当初の計画を上回る状況である場合には、配当性向を勘案しながら特別配当による増配を検討することとしております。さらに、当社普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによる当社普通株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成 23 年 3 月期以降の毎期末日を基準日として 7 期連続で株式分割も並行して行っており、平成 30 年 3 月期についても、平成 30 年 1 月 31 日開

権の取締役会において、平成 30 年 3 月 31 日（ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 30 年 3 月 30 日）最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、1.1 株の割合をもって分割すること（以下「本株式分割」といいます。）を決議しております。なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業規模の拡大や製造設備・研究開発等の投資、財務基盤の強化、安定的な配当を継続するための原資等として備え、必要に応じて活用したいと考えております。また、将来における経済情勢の変化に応じ、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、当社定款において、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めており、当社は平成 26 年 11 月 7 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、700,000 株を 1 株につき金 1,156 円、平成 29 年 3 月 16 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、550,000 株を 1 株につき金 1,106 円でそれぞれ取得しております。

かかる状況の下、平成 30 年 4 月上旬、英和商事より、その保有する当社普通株式の一部である 550,000 株（保有割合：2.96%。以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、英和商事は、当社普通株式をはじめとする株式の保有を目的とした持株会社であり、株式の保有及び運用以外の事業活動は行っておりません。当社代表取締役社長である小田博英氏が英和商事の議決権の 93.91%（平成 29 年 12 月 31 日現在）を保有し、英和商事の代表取締役であります。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成 30 年 4 月中旬より売却意向株式を取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、平成 30 年 4 月下旬、当社が売却意向株式を取得することは、①当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与すること、また、②本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、かかる売却意向株式の取得を行った場合においても、当社が平成 30 年 5 月 8 日に公表した「平成 30 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された平成 30 年 3 月末現在における当社の手元流動性（現金及び預金）は約 39 億円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持でき、上記配当方針にも大きな影響を与えない見込みであることから、かかる売却意向株式の取得が株主の皆様に対する利益配分に繋がるものと判断いたしました。また、具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成 30 年 4 月下旬に、英和商事に対して、一定期間の株価変動を考慮し、過去 1 ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 30 年 5 月上旬、英和商事より売却意向株式 550,000 株（保有割合：2.96%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。

そして、当社は、平成 30 年 5 月 9 日、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 5 月 16 日）に、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から 10%のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることを英和商事に提示し、協議いたしました。

その結果、平成 30 年 5 月 14 日、英和商事より上記条件にて売却意向株式 550,000 株（保有割合：

2.96%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式1,979,069株(保有割合:10.65%)については本公開買付け後も継続して保有する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成30年5月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、英和商事以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、650,000株(保有割合:3.50%)を上限といたしました。なお、当社代表取締役社長である小田博英氏は、英和商事の筆頭株主であり代表取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社と英和商事との事前の協議には英和商事の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。また、当社取締役である則包正二氏は、小田博英氏の義兄であることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、小田博英氏とともに本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

なお、英和商事は、本日現在において当社の主要株主かつ筆頭株主でありその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けにかかる応募がなされ、当社が売却意向株式を買付けた場合、当社のその他の関係会社に該当しないこととなり、その他の関係会社の異動が生じる予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	650,100株(上限)	965,398,500円(上限)

(注1) 発行済株式総数

18,590,760株

(注2) 発行済株式総数に対する割合

3.50%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間

平成30年5月18日(金曜日)から平成30年7月31日(火曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成30年5月17日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成30年5月18日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成30年5月18日(金曜日)

④ 買付け等の期間	平成30年5月18日（金曜日）から 平成30年6月14日（木曜日）まで（20営業日）
-----------	---

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,485円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を参考にすべきであると考えました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場価格が経済状況その他様々な条件により変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮するとともに、当社が本公開買付けを決議した取締役会の開催日である平成30年5月17日の前営業日（同年5月16日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値1,596円、同年5月16日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,649円（円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,705円（注）を参考にいたしました。その上で、当社は、本公開買付けに応募せずに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様のご利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

（注）過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値は、本株式分割を考慮し、権利落ち前の期間（平成30年2月17日から平成30年3月27日）の終値を1.1で除して小数点以下四捨五入して得た数値をもとに計算しております。以下過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値の計算において同じとします。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成30年4月下旬に、英和商事に対して、一定期間の株価変動を考慮し、過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成30年5月上旬、英和商事より売却意向株式550,000株（保有割合：2.96%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付け価格について検討してまいりました。

そして、当社は、平成30年5月9日、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成30年5月16日）に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格を本公開買付け価格とすることを英和商事に提示し、協議いたしました。

その結果、平成30年5月14日、英和商事より売却意向株式550,000株（保有割合：2.96%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成30年5月17日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成30年5月16日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,649円から9.95%のディスカウント率を適用した1,485円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格である1,485円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である平成30年5月17日の前営業日（同年5月16日）の当社普通株式の終値1,596円から6.95%（小数点以下第三位を四捨五入、以下ディスカウント率の計算において同じとします。）、同年5月16

日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,649円から9.95%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,705円から12.90%をそれぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は平成26年11月7日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、700,000株を1株につき金1,156円、平成29年3月16日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、550,000株を1株につき金1,106円でそれぞれ取得しております。当該買付価格1,156円及び1,106円と本公開買付価格1,485円との差異(329円及び379円)は、参考となる市場価格の変動、平成27年3月期以降の本株式分割を含む4期連続の期末株式分割による発行済株式総数の希薄化及びディスカウント率の差異によるものであります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討内容を踏まえ、平成30年4月下旬に、英和商事に対して、一定期間の株価変動を考慮し、過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から一定のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成30年5月上旬、英和商事より売却意向株式550,000株(保有割合:2.96%)の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、本公開買付価格について検討してまいりました。

そして、当社は、平成30年5月9日、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成30年5月16日)に、同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した価格を本公開買付価格とすることを英和商事に提示し、協議いたしました。

その結果、平成30年5月14日、英和商事より上記条件にて売却意向株式550,000株(保有割合:2.96%)を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成30年5月17日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成30年5月16日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,649円から9.95%のディスカウント率を適用した1,485円(円未満四捨五入)を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	650,000株	一株	650,000株

(注1) 応募株券等(公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。)の数の合計が買付予定数(650,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(650,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応

募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 発行済株式総数に対する割合 3.50% (小数点以下第三位を四捨五入)

(5) 買付け等に要する資金

988,850,000円

(注) 買付け等に要する資金の金額は、買付代金(965,250,000円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成30年7月6日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付け者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法

施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社の主要株主かつ筆頭株主であり、その他の関係会社である英和商事から、本公開買付けに対して、売却意向株式 550,000 株（保有割合：2.96%）を応募する旨、また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式 1,979,069 株（保有割合：10.65%）については本公開買

付け後も継続して保有する旨の通知を受けております。

- ③ 当社は、平成 30 年 5 月 8 日に「平成 30 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成 30 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）の概要
（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

（イ）損益の状況

決算年月	平成 30 年 3 月期（第 39 期）
売上高	6,732 百万円
売上原価	1,796 百万円
販売費及び一般管理費	3,620 百万円
営業外収益	26 百万円
営業外費用	2 百万円
当期純利益	971 百万円

（ロ）1 株当たりの状況

決算年月	平成 30 年 3 月期（第 39 期）
1 株当たり当期純利益	57.50 円
1 株当たり配当額	18.00 円
1 株当たり純資産額	424.33 円

（注）当社は、平成 30 年 4 月 1 日を効力発生日として普通株式 1 株につき 1.1 株の割合で株式分割を行っております。

- （ご参考）平成 30 年 5 月 17 日現在の自己株式の保有状況
発行済株式総数（自己株式を除く） 16,835,914 株
自己株式数 1,754,846 株

以 上